

**特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」**  
**指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業**  
**運営規程**

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、

〔「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 116 号）〕に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第 3 条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」
- （2）所在地 茨木市南春日丘 7 丁目 1 1 番 4 8 号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）施設長（管理者） 1 名  
管理者は、職員業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている介護予防短期入所生活介護サービスの実施に関し、施設の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- （2）生活相談員 1 名以上（常勤）  
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- （3）介護職員 20 名以上（常勤 10 名以上、非常勤 10 名以上）  
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- （4）看護職員 3 名以上（常勤 1 名以上、非常勤 2 名以上）  
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- （5）機能訓練指導員 1 名以上（常勤）  
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導の業務に従事する。
- （6）介護支援専門員 1 名以上（常勤）  
介護支援専門員は、利用者の介護計画の作成、実施状況の把握及び評価業務に従事する。
- （7）栄養士 1 名以上（常勤または非常勤 1 名以上）  
栄養士は、給食管理、利用者の栄養指導の業務に従事する。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日11人(桜ユニット10名、茜ユニット1名)空床利用については特別養護老人ホーム29名(茜ユニット9名、杏ユニット10名、翠ユニット10名)とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護

- ア 介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- イ 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- ウ 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行う。
- エ 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- オ 事業所は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
- カ 事業所は、前各号に規定するものの他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- キ 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- ク 事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外のものによる介護を受けさせない。

(2) 食事

- ア 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- イ 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- ウ 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を取ることが出来るよう必要な時間を確保する。

- エ 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことが出来るよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を取ることを支援する。
- (3) 機能訓練 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (4) 健康管理 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (5) 相談援助 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) 送迎 家族による送迎を原則とし、家族による送迎が困難な場合は事業所にて送迎を行う。
- (7) その他利用者に対する便宜の提供
- ア 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- イ 事業所は、常に利用者の家族との連携を図る。

#### (介護計画の作成)

- 第8条 介護支援専門員は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画を作成する。
- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

#### (利用料等)

- 第9条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に提示の額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に提示の額の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- 3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450円/回、昼食 640円/回、夕食 560円/回

- 4 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

個室 2,851円/日

- 5 居室に持ち込まれる電化製品の電気代(税込)

テレビ 10円/日

冷蔵庫 26円/日

電気カーペット(2畳サイズ) 60円/日

- 6 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 7 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第3項及び第4項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

- 8 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 9 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

- 12 利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更前までに利用者に対し説明を行う。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は、茨木市の区域及び豊中市、吹田市、箕面市とする。

(衛生管理等)

- 第11条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。
- 2 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
  - (2) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
  - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
  - (4) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動、営利活動を行わないこと。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応方法)

- 第14条 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上（うち1回は夜間または夜間想定訓練）行うものとする。

(苦情処理)

第16条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(情報の揭示)

第18条 事業所において実施する事業の内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)、「〔大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例〕(平成24年大阪府条例第116号)」に基づき、当事業所玄関前及び1階介護職員室前に文書により公開する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第19条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第21条 施設は、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後12ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。



#### 附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年5月1日から施行する。

